

# 茨城県報

第7442号

昭和61年4月21日

月曜日

## 目次

### 告 示

●字区域の変更(4件)(地方課).....	1	ページ
●換地計画の決定(農地管理課).....	5	
●道路の区域変更・供用開始(11件)(道路維持課).....	5	

### 公 告

●第15回採石業務管理者試験の実施(工業振興課).....	10
●争議行為の予告通知の公表(労政課).....	11
●建築許可に関する聴聞(建築指導課).....	11
●開発行為の工事完了(3件)( " ).....	12
●道路位置の指定( " ).....	12

### 訓 令

●茨城県公有財産処理委員会規定の一部を改正する訓令(地域計画課).....	13
---------------------------------------	----

### 正 誤

●昭和61年3月31日付け茨城県報号外第53号中.....	13
-------------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第621号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により結城市長から土地改良事業に伴い、市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分<sup>ニ</sup>の公告のあつた日の翌日から生じる。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

大字田間字武井境 14の1, 718の1から718の3まで, 719, 720の1, 720の4から720の6まで,  
721の1

及びこれに伴う国有地の道路の全部並びに大字武井字西浦887から889まで, 890の1から890の4までに隣接する水路の全部を大字武井字行屋下に変更

## 茨城県告示第622号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により荃崎町長職務代理者から土地改良事業に伴い、町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から生じる。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

上岩崎字五十瀬下 2138, 2139, 2140の内, 2141の内, 乙2141, 2142の内, 2143の内, 2144の内, 2145の内, 2146の内, 2147, 2148, 乙2148, 2149から2159まで, 乙2159, 2160から2163まで, 乙2163, 2164から2170まで, 乙2170, 2171から2192まで, 2193の1, 2194から2196まで, 乙2196, 2197, 2198,  $\left( \begin{smallmatrix} 2199 \\ 2200 \end{smallmatrix} \right)$ , 2201, 2202, 乙2202, 乙2202の1, 2203から2208まで, 乙2208, 2209から2215まで, 乙2215, 2216から2223まで, 2224の1, 2225の1, 2226から2228まで, 2229の1, 2230から2232まで, 2233の1, 2234の1, 2235

下岩崎字胤掘下 2591の内, 2592の内, 2619の1の内, 2628の1, 2629から2633まで,  $\left( \begin{smallmatrix} 2634 \\ 2635 \end{smallmatrix} \right)$ , 2636から2640まで, 2642から2662まで, 2663の内, 2664の内, 2665から2675まで

〃 字野境 2641

大字狸穴字上谷原 322の2, 323の2, 324の2, 329の2, 330の2, 333の2, 336の2, 337の2, 338から342まで, 343の2, 344から346まで, 347の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を上岩崎字駒込西に変更

上岩崎字須崎 1583の1の内, 1584の内, 1585の内, 1586の1, 1586の2, 1586の3の内, 1587から1592まで, 1593の1から1593の3まで, 1594, 1595, 乙1595, 1596, 1597, 1598の内

〃 字小山下 2093から2104まで,  $\left( \begin{smallmatrix} 2105 \\ 2106 \end{smallmatrix} \right)$ , 2107から2111まで, 2112の1, 2113の1, 2114から2123まで, 乙2123, 2124から2129まで, 乙2129, 2131

〃 字五十瀬下 乙2103, 2130, 乙2130, 2132から2135まで, 2136の1, 2136の2, 2137, 2140の内, 2141の内, 2142の内, 2143の内, 2144の内, 2145の内, 2146の内

下岩崎字須崎 2461から2465まで, 2469の内, 2514の2の内, 2515から2524まで, 2525の1, 2526の1, 2527

〃 字坂下 2562から2585まで, 2601から2607まで, 乙2607, 2608の1, 2609の1, 2610, 2611の1, 2611の2, 2612

〃 字胤掘下 2589, 2590, 2591の内, 2592の内, 2593から2600まで, 2613から2615まで, 2616の1, 2617の1, 2618の1, 2619の1の内, 2663の内, 2664の内

大字狸穴字下谷原 513の2, 514, 515の2, 516の2, 517の2, 526の2, 527, 528, 529の2,  
535の2, 536の2, 537の2, 538の2, 539の2, 540の2, 541の2, 542の2,  
543, 544の2

" 字沖田 891の2, 892の2, 893の2

" 字愛宕下 894の2, 895の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を下岩崎字小山下に変更

上岩崎字柏木 1511の内, 1533の内, 1534, 1535, 1536の内, 1537の内, 1538, 1539, 乙1539,  
1540, 1541

" 字須崎 1580, 1581, 1582の1, 1583の1の内, 1583の2, 1584の内, 1585の内, 1586の3  
の内, 1598の内, 1599

" 字八反歩 乙1599

下岩崎字須崎 2469の内, 2470, 2471, 2499から2512まで, 2514の2の内

大字大和田字大境 509の2, 510の2

" 字中台 511の2, 512の2

" 字中シモ 534の2

" 字シモ 540の2

佐貫町字大和田下 1061, 1062

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を上岩崎字八反田に変更

佐貫町字大和田下 1063, 1068, 1069

及びこれに伴う国有地の道路等の全部を上岩崎字柏木に変更

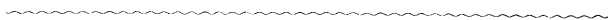
上岩崎字中台下 725の1, 726, 727, 728の1, 729の1

" 字舟戸後 1296, 乙1296, 1297から1300まで, 乙1300, 1301から1312まで, 乙1312, 1313の  
1, 1313の2, 1314の1, 1314の2, 1315から1317まで, 1318の1, 1319の1,  
1320の1, 1320の2, 1321から1326まで, 乙1326, 1327から1330まで, 乙1330,  
1331から1339まで, 乙1339, 1340から1351まで, 乙1351, 1352から1357まで, 乙  
1357, 1358から1367まで, 1368の1, 1369の1, 1370の1, 1371の1, 1372の1

" 字柏木  $\begin{matrix} 1413 \\ 1414 \end{matrix}$  の内, 1419の内, 1420の内, 1421から1423まで, 乙1423, 1424から1427ま  
で, 1428の内, 1432の内, 1434の内

佐貫町字大和田下 1091, 1092, 1093の1, 1094の1

及びこれに伴う国有地の道路等の全部を上岩崎字西井戸に変更



**茨城県告示第623号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により美野里町長から土地改良事業に伴い、町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から生じる。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

大字竹原下郷字金子谷 93の2, 94から97まで

大字中台字中野谷境 147, 149から151まで, 155, 156

大字中野谷字谷津 496, 497の2

〃 字西原 501の240, 501の241

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字中野谷字天神谷に変更

大字竹原下郷字西ノ峰 695の2, 695の3, 696

大字中台字天神谷 111の4, 112, 113の8, 132から135まで

〃 字天神山 131

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字下郷字金子谷に変更

大字中台字中台 632, 754の2, 756, 757, 758の2, 770, 771の3, 772

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字竹原字清水尻に変更

**茨城県告示第624号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により谷田部町長職務代理者から土地改良事業に伴い、町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から生じる。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

大字狸穴字上谷原 305の2, 306の2, 312の2, 313の1, 314の2

上記を大字境松字下谷原に変更

**茨城県告示第625号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条の2第1項の規定により県営土地改良事業真壁北部地区第1工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年 4 月 28 日から昭和61年 5 月 23 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 真壁町役場、大和村役場

**茨城県告示第626号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和61年 4 月 21 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 島並鉾田線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡麻生町大字井貝 字稲荷前692—5番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 10.00	800.00 <small>メートル</small>	道路改良工事
		最小 3.10		
行方郡麻生町大字井貝 字六十塚811—458番地まで	新	最大 10.00	800.00	
		最小 3.10		
		最大 21.20	772.10	
		最小 10.10		

**茨城県告示第627号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和61年 4 月 21 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 土浦岩井線  
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡豊里町大字上郷 字金村西4560—5番地先から	旧	メートル 最大 5.50 最小 4.80	メートル 62.00	
		最大 18.60 最小 5.20	309.18	
水海道市福二町字雷ノ宮 乙248—2番地まで	新	最大 18.60 最小 5.20	309.18	現道付替えによる区 域変更

茨城県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和61年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 土浦岩井線  
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市福二町字福田 乙416—2番地から	旧	メートル 最大 6.80 最小 5.20	メートル 42.00	
		最大 16.80 最小 5.50	251.65	
水海道市福二町字屋敷附 乙14—4番地まで	新	最大 16.80 最小 5.50	251.65	現道付替えによる区 域変更

茨城県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、昭和61年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道島並鉾田線
- 2 供用開始の区間  
行方郡麻生町大字井貝字稲荷前692—5番地から  
同郡 同町 同大字 同字 586—8番地まで  
同郡 同町 同大字 字稲荷脇583—3番地から  
同郡 同町 同大字 同字 573—5番地まで  
同郡 同町 同大字 字六十塚811—264番地から  
同郡 同町 同大字 同字 811—458番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年 4 月 21 日

茨城県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年 4 月 21 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道小野土浦線
- 2 供用開始の区間  
新治郡新治村大字大畑字池ノ内1528番地から  
新治郡新治村大字大畑字池ノ内1533番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年 4 月 21 日

茨城県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年 4 月 21 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道八代庄兵衛新田線
- 2 供用開始の区間  
竜ヶ崎市大字別所町字打越389番1地先から  
竜ヶ崎市大字若柴町字鳥喰2043番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年 4 月 21 日

**茨城県告示第632号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 路 線 名 県道筑波益子線

2 供用開始の区間

真壁郡真壁町大字酒寄字三町田349番地から

同郡 同町 同大字 同字 324—1番地まで

同郡 同町 同大字 字内谷原19—1番地から

同郡 同町 同大字 同字 18番地まで

同郡 同町 大字椎尾字松石3821番地から

同郡 同町 同大字 同字 3717番地まで

3 供用開始の期日 昭和61年4月21日

**茨城県告示第633号**

道路法昭（和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 路 線 名 県道土浦岩井線

2 供用開始の区間

筑波郡豊里町大字上郷字金村西4560—5番地先から

水海道市福二町字雷ノ宮乙248—2番地まで

3 供用開始の期日 昭和61年4月21日

**茨城県告示第634号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一



- 1 路 線 名 県道土浦岩井線
- 2 供用開始の区間  
水海道市福二町字福田乙416—2番地から  
水海道市福二町字屋敷附乙14—4番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年 4 月 21 日

茨城県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年 4 月 21 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道日立いわき線
- 2 供用開始の区間  
高萩市大字秋山字和野後3041番2地先から  
高萩市大字上手綱字カツロウ1321番3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年 4 月 21 日

茨城県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年 4 月 21 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道深芝浜波崎線
- 2 供用開始の区間  
鹿島郡波崎町大字須田字豊住2087—7番地から  
鹿島郡波崎町大字須田字豊住2085—41番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年 4 月 21 日

## 公 告

### ●第15回採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第 291 号）第32条の13の規定に基づいて知事が行う採石業務管理者試験については採石施行規則（昭和26年通商産業省令第 6 号）第 8 条の 7 の規定により次のとおり公告する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

#### 1 試験期日及び時間

昭和61年 6 月 3 日（火）午前10時から午後 0 時30分まで

#### 2 試験場所 水戸市三の丸 1 丁目 4 番50号

茨城県自治会館研修室（5 F）

（都合により試験場所を変更したときは受験者に通知する。）

#### 3 受験願書受付期間

昭和61年 5 月 6 日（火）から昭和61年 5 月 10（土）まで。（毎日午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日は正午まで。）郵送の場合は「書留便」とし封書の表に「採石業務管理者試験願書在中」と朱記して上記期間に必着するよう発送すること。

#### 4 受験願書提出先

最寄りの地方総合事務所商工労政課（日立商工分室を含む。）なお、地方総合事務所の所在地等は次のとおりである。

##### (1) 水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨城県県北地方総合事務所 商工労政課

##### (2) 日立市会瀬町 4 丁目 9 番13号（中小企業福祉センター内）

茨城県県北地方総合事務所 日立商工分室

##### (3) 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367番地の 3

茨城県鹿行地方総合事務所 商工労政課

##### (4) 土浦市真鍋 5 丁目17番26号

茨城県県南地方総合事務所 商工労政課

##### (5) 下館市三木成615番地

茨城県県西地方総合事務所 商工労政課

#### 5 試験科目

（法令） 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）

（技術） 岩石の採取に関する技術的な事項

6 受験手数料 受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもつて4,400円を納付すること。

7 合格発表

茨城県商工労働部工業振興課及び受験願書提出先である各地方総合事務所商工労政課(日立商工分室も含む。)に掲示するとともに合格者に通知する。

●争議行為の予告通知の公表

茨城臨床検査センター労働組合執行委員長笹沼滋から、昭和61年4月12日労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- |     |   |                          |
|-----|---|--------------------------|
| 1 事 | 件 | 賃金引き上げ等の要求について           |
| 2 日 | 時 | 昭和61年4月23日以降問題の解決するまでの期間 |
| 3 場 | 所 | 茨城臨床検査センター労働組合員の従事する職場   |
| 4 概 | 要 | あらゆる形の争議行為を実施する。         |

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和61年4月21日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- |     |   |   |   |   |   |                       |                              |
|-----|---|---|---|---|---|-----------------------|------------------------------|
| 1 聴 | 聞 | 期 | 日 | 昭和61年4月25日 午前10時                            |   |                       |                              |
| 2 聴 | 聞 | 場 | 所 | 那珂郡東海村大字舟石川字石橋747-4地先                       |   |                       |                              |
| 3 聴 | 聞 | 事 | 項 | 第一種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。<br>バス停留所上家の新築 |   |                       |                              |
| 4 申 | 請 | 者 | 住 | 所   | 氏 | 名                     | 那珂郡東海村大字舟石川821<br>東海村長 須藤 富雄 |
| 5 建 | 築 | 物 | 構 | 造   | 規 | 模                     | 鉄骨造1階建 新築<br>申請延面積84.46㎡     |
| 6 敷 | 地 | 面 | 積 | 4,620.00㎡                                   |   |                       |                              |
| 7 建 | 築 | 物 | の | 位   | 置 | 那珂郡東海村大字舟石川字石橋747-4地先 |                              |

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4908番1, 4908番2, 4908番4, 4908番5

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見4925番

堀 越 勝 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市稲字宿畑1347番6, 1348番, 1349番, 1350番1, 1351番, 1353番から1360番まで, 1360番1, 1361番, 1362番, 1366番2, 1463番

2 事業主の住所及び氏名

取手市稲360-2

斉 藤 裕

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市東石川字後原3160番の9

2 事業主の住所及び氏名

勝田市高場952

松 本 喜 代

### ●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第692号	61. 4. 11	仲光不動産 株式会社 代表取締役 鈴木 伸岳	西茨城郡友部町 東平4丁目 5-44	西茨城郡友部町東平3 丁目1470~1891	メートル 4.50	メートル 60.00

## 訓 令

### 茨城県訓令第13号

茨城県公有財産処理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和61年 4 月 21 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

### 茨城県公有財産処理委員会規程の一部を改正する訓令

茨城県公有財産処理委員会規程（昭和42年茨城県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項第 1 号中「水土地対策課長」を「地域計画課長」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 正 誤

●昭和61年 3 月 31 日付け茨城県報号外第53号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	訂 正 対 象	誤	正
1-2	第 5 条第 1 項の表の改正規定	公 報 課 社活福祉部	広 報 課 生活福祉部

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所